

東京電力に対する資金援助の状況について

2023年9月15日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

1. 福島事故費用の支弁スキーム

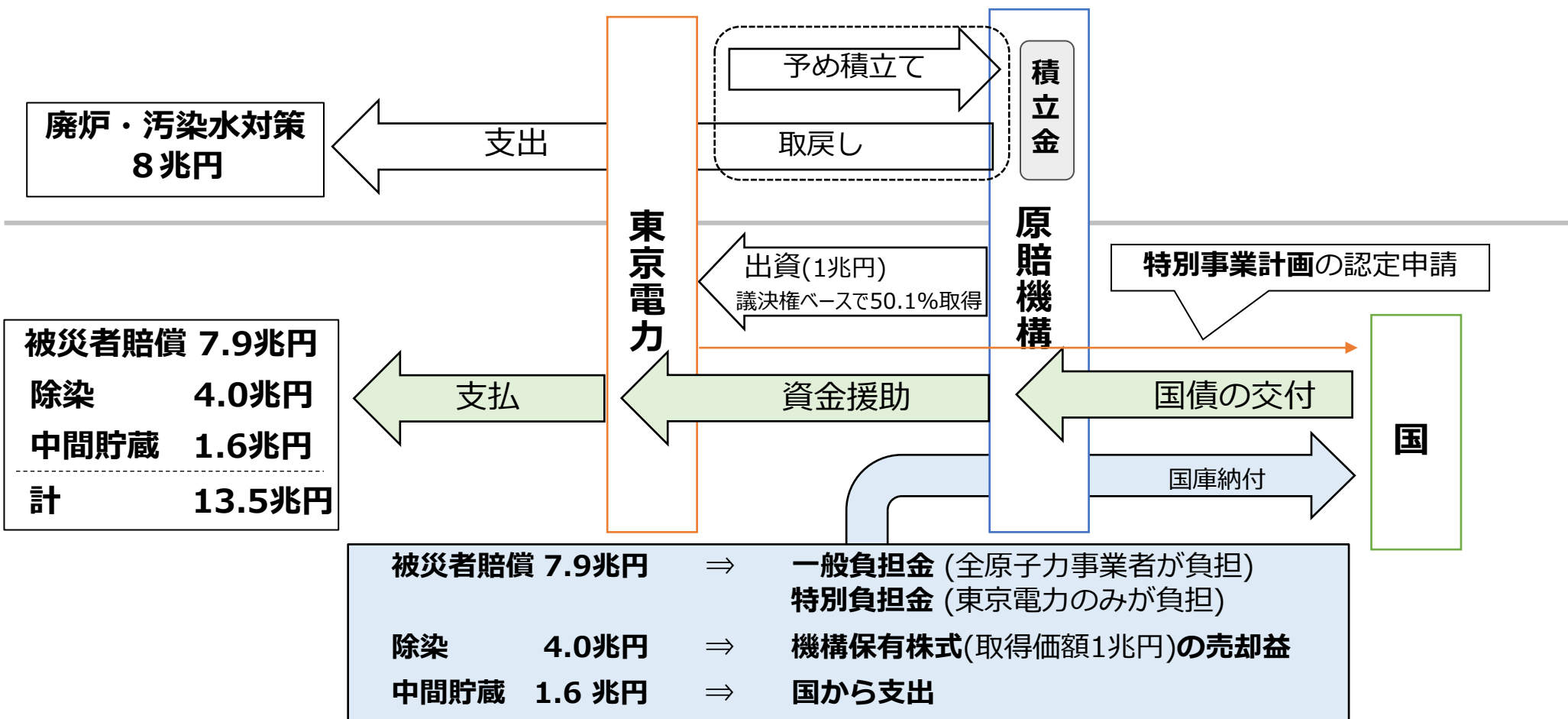
賠償

(除染・中間貯蔵含む)

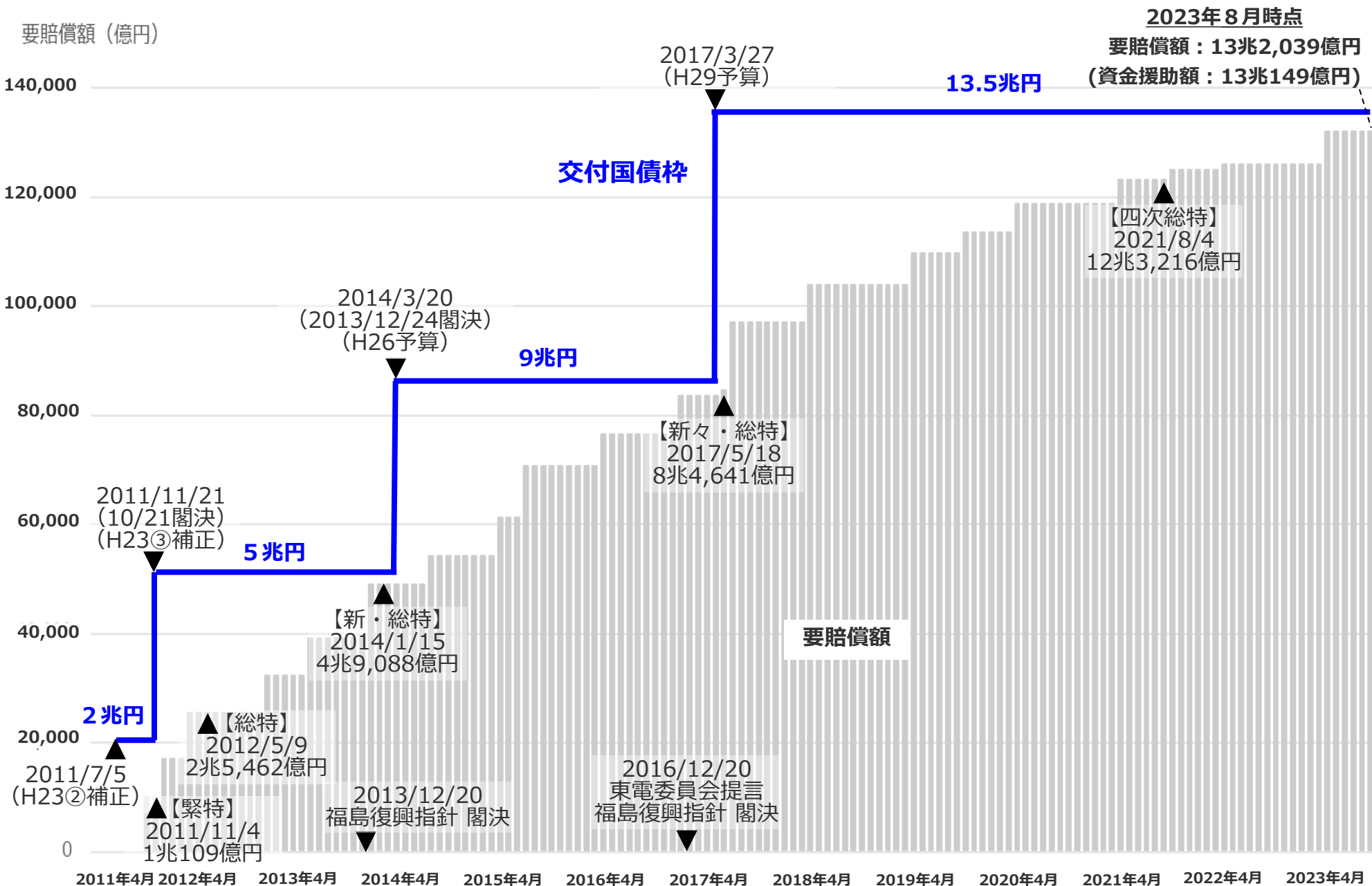
- 賠償が滞らないよう、①国が、**国債を原賠機構に交付**し、②原賠機構はそれを原資に、**東京電力に対して資金援助**を行い、③**東京電力は援助を受けた資金で支払い**を実施。
- 交付国債を用いた資金援助に際して、**原賠機構は東電と共同して「特別事業計画」**を策定し、国に認定を求める。
- 原賠機構は、負担金等を毎年度、国庫に納付。交付国債で負担された資金の回収に充てられる。

廃炉

- 将来資金が不足しないよう、**東電に対し、毎年度、原賠機構への資金積立を義務付け**。
- 積み立てた資金から必要な額を取り戻して廃炉作業に支弁。



2. 資金援助額と交付国債枠の推移



【参考】過去の交付国債枠の見直し経緯

① 2兆円⇒5兆円 (2011年)

2011.7.25	H23年度第2次補正予算成立	交付国債2兆円計上
2011.8.5	原賠審査会「中間指針」公表	
2011.10.3	東電に関する経営・財務調査委員会「委員会報告」公表	要賠償額の見通し4兆5402億円
2011.10.21	H23年度第3次補正予算(案)閣議決定⇒2011.11.21成立	交付国債+3兆円計上
2011.10.28	「緊急特別事業計画」申請⇒2011.11.4認定	“…国債の交付枠として3兆円を計上している本年度の第3次補正予算案が国会において可決された場合には、当該額を加えた5兆円の国債の交付を希望”(p.41)

② 5兆円⇒9兆円 (2013年~14年)

2012.11.7	東電「再生に向けた経営方針」公表	要賠償額が大きく拡大する可能性を踏まえて、取締役会として経営方針を策定するとともに、政府に支援の枠組みの検討を要請
2013.11.8	与党第3次提言	
2013.12.20	「福島復興指針」原災本部決定+閣議決定	“交付国債の発行限度額(現行5兆円)を9兆円に引き上げる”
2013.12.24	H26年度当初予算(案)閣議決定⇒2014.3.20成立	交付国債+4兆円計上
2013.12.27	「新・総合特別事業計画」申請⇒2014.1.15認定	“平成26年度予算案が国会において可決された場合には、当該予算において計上されている9兆円の国債の交付を希望”(p.91)

③ 9兆円⇒13.5兆円 (2016~17年)

2016.7.27	東電「激変する環境下における経営方針」公表	被災者賠償が当初見込みを上回ったことを受け、取締役会として経営方針を策定するとともに、政府に対応を検討要請
2016.8.24	与党第6次提言	
2016.12.20	東電委員会「東電改革提言」公表	
2016.12.20	「福島復興指針」原災本部決定+閣議決定	“交付国債の発行限度額(現行9兆円)を13.5兆円に引き上げる”
2016.12.22	H29年度当初予算(案)閣議決定⇒2017.3.27成立	交付国債+4.5兆円計上
2017.4.28	東電2016年度決算公表	2016年度末に資金援助申請(総特小改定)を行わなかったため、要賠償額超過分約1,000億円の特損計上
2017.5.10	原賠機構法改正法案成立⇒2017.5.17公布	廃炉等積立金制度創設等
2017.5.11	「新々・総合特別事業計画」申請⇒2017.5.18認定	

3. 交付国債枠と総特の変遷

2011年～ : 交付国債枠 5兆円、費用総額 6兆円

緊急特別事業計画 (2011年11月)
総合特別事業計画 (2012年5月)

被災者賠償 5兆円

廃炉 1兆円

国・機構 : 機構による1兆円出資、5兆円交付国債枠、8.46%値上げ認可(規制)
東電 : 10年で3.4兆円合理化、7,500億円の資産売却、柏崎刈羽原発再稼働(2013年4月)、ガバナンス改革
金融機関、株主 : 1兆円新規与信、77行の借換継続、株式議決権希釈(1/2)及び無配の継続

2013・14年～ : 交付国債枠 9兆円、費用総額 11兆円

新・総合特別事業計画 (2014年1月)

被災者賠償 5.4兆円

除染 2.5兆円

中間貯蔵 1.1兆円

廃炉 2兆円

国・機構 : 福島復興に国が前面に立つ
東電 : 分社化(HDカンパニー制)、火力事業の再編(中電とのJERA設立)、コスト削減(10年で5兆円)、
柏崎刈羽原発再稼働(2014年夏)

2016・17年～ : 交付国債枠 13.5兆円、費用総額 21.5兆円

新々・総合特別事業計画 (2017年5月)
第四次総合特別事業計画 (2021年8月)

被災者賠償 7.9兆円

除染 4.0兆円

中間貯蔵 1.6兆円

廃炉 8兆円

<新々・総特>

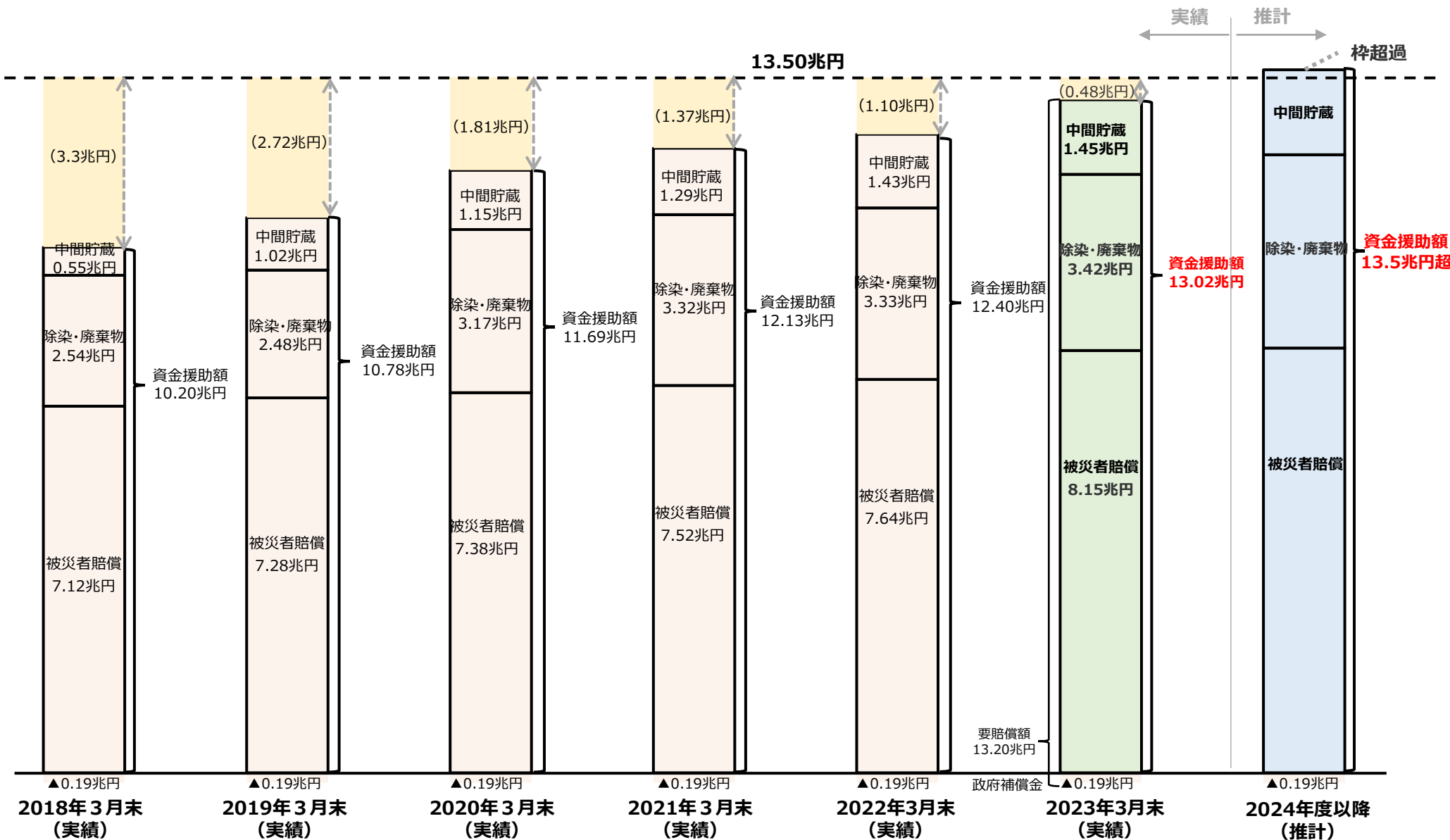
国・機構 : 廃炉等積立金制度、賠償過去分の託送回収制度の創設
東電 : 賠償・廃炉に年5,000億円の資金/株式価値向上のため年4,500億円の利益、共同事業体の設立を通じた再編・統合、
柏崎刈羽原発再稼働(2019、20年、21年のいずれか)

<第四次総特>

東電 : 賠償・廃炉に年5,000億円の資金/株式価値向上のため年4,500億円の利益、失われた信頼の回復、
ALPS処理水処分に關する安全性確保と風評対策、カーボンニュートラルへの挑戦、柏崎刈羽原発再稼働(2022 or 23年)

4. 資金援助額の見通し（原賠機構による推計）

- 資金援助が必要な額は、2024年度以降に13.5兆円に達する。



5. まとめ

- 東電への資金援助額は、2024年度以降に、現在の交付国債枠である13.5兆円に達する。
- 今後も、賠償（除染・中間貯蔵含め）の円滑な支払いを継続するためには、2024年度予算における交付国債枠の増額が必要。
- 一方、交付国債枠を増額するに当たっては、交付国債で負担された資金が将来確実に回収されるよう、東電の資金捻出能力や資金捻出に向けた取組を検証・評価した上で、これまで以上の一層の努力を東電に求める必要。
- このため、現行の交付国債枠（13.5兆円）の下で策定された新々総特・第四次総特において、東電が掲げた改革の進捗や実績の検証・評価と、さらに必要となる対応強化策について、運営委員会でご議論いただきたい。

參考資料

原賠機構法の関連規定

●資金援助

- 原子力事業者は、要賠償額が賠償措置額を超える見込みの場合、資金援助を機構に申し込むことができる。（第41条）
- 機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助実施の可否及び内容・額を決定する。（第42条第1項）
- 資金援助の決定を受けた原子力事業者は、要賠償額の増加その他の事情により必要が生じた場合には、資金援助の内容又は額の変更の申込みをすることができる。（第43条）
- 機構は、特別資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、特別事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。（第45条）
- 政府は、機構が特別資金援助に必要な資金の確保に用いるため、国債を発行できる。（第48条）

●一般負担金・特別負担金

- 原子力事業者は、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来さない範囲で、機構に対して負担金を納付しなければならない。（第38条、第39条第2項）
- 特別事業計画の認定を受ける事業者の負担金には、特別負担金を加算する。特別負担金額は、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額 of 負担を求めるものとする。（第52条第1項・2項）

●廃炉等積立金

- 廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、廃炉等積立金を積み立てなければならない。（第55条の3）
- 廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる場合等には、承認を受けた計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができる（第55条の9第1項）

福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像（現状）と役割分担

	廃炉・汚染水（※1）	賠償（※4）	除染	中間貯蔵	合計（※7）
金額	8.0兆円	7.9兆円	4.0兆円	1.6兆円	21.5兆円
東電	8.0兆円（※2）	3.9兆円	4.0兆円（※6） （株式売却益を想定）	—	15.9兆円（※8）
大手電力	—	3.7兆円	—	—	3.7兆円
新電力	—	0.24兆円（※5）	—	—	0.24兆円
国	（研究開発支援） （※3）	—	—	1.6兆円 （エネルギー予算を想定）	1.6兆円

（※1）第6回東京電力改革・1F問題委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したもの。経済産業省として評価したものではないことに留意。

（※2）「管理型積立金制度」及び送配電事業合理化分を事故廃炉事業に優先的に充当する措置を講ずる。

（※3）別途、廃炉の研究開発に、平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。

（※4）原賠機構法による負担金は、各事業者が事故への備えとして納付しているものであるが、現状では、1F事故賠償に係る資金に充てられている。これを前提とした上で、上記の金額は、2015年度と同条件で負担金が設定されると仮定した試算値であり、毎年度の負担金は原賠機構において原賠機構法に基づき決定される。

（※5）託送で回収する総額は、原賠機構法施行の前年度（2010年度）までのものについて算定し、回収が始まる2020年前の2019年度末時点までに納付することが見込まれる一般負担金を控除した約2.4兆円。その上で新電力のシェア10%と想定して試算した額。40年回収とすれば、年額60億円。（託送料金0.07円/kWh相当＝一般標準家庭で18円/月）ただし、託送回収額総額が今後上がることのないよう、上限が2.4兆円であることを、「福島復興加速化指針」（閣議決定）に明記。また、送配電部門の合理化等により、総じて「託送料金値上げ」にならない形とする。

（※6）不足が生じた場合には、負担金の円滑な返済の在り方について検討する。

（※7）帰還困難区域の復興拠点の整備、燃料デブリ等の取り出し以降に生じる廃棄物の処分、中間貯蔵後の除去土壌等の最終処分等に要する資金は含まれない。

（※8）別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。